

健康と介護に関するアンケートへのご協力をお願い

町では、来年度に第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定いたします。策定に向けて、皆さまの健康状態や家族介護者の状況等を把握するために、「健康とくらしの調査」「大洗町在宅介護実態調査」の2種類の調査を実施いたします。

アンケートは対象となった方に郵送いたします。アンケートが届いた方は、ぜひ回答にご協力をお願いします。
問 合 せ 福祉課 介護保険係（内線 155）

駅横マルシェ開催のお知らせ

11月6日（日）に、大洗町観光情報交流センター「うみまちテラス」前において、旬の野菜や焼き立てパンなどを販売する「駅横マルシェ」を開催いたします。

当日は、どの商品もお手頃価格でご用意しておりますので、ぜひお立ち寄りください。

日 時 11月6日（日）10時～12時

※雨天中止

※売り切れ次第終了

開催場所 大洗町観光情報交流センター
「うみまちテラス」前（大洗駅隣）

問 合 せ ☎ 352-2715

そ の 他 駅横マルシェは毎月第1日曜日に定期開催いたします。（次回は12月4日（日）の開催となります。）

東光台児童公園 防火貯水槽設置工事のお知らせ

消防本部では、令和4年度消防水利施設整備事業の一環として、東光台児童公園に耐震性防火貯水槽（水量40t）を設置いたします。設置工事については、令和4年11月から約4ヶ月間を予定しております。

安全を考慮し工事期間中は、公園内を立入禁止とさせていただきます。周辺住民の皆様には、大変ご迷惑とご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

問 合 せ 消防本部 火災警防課 ☎ 266-1119

11月12日（土）～25日（金） 女性に対する暴力をなくす運動期間

暴力は、その対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、配偶者等からの暴力性犯罪・性暴力、売買春、ストーカー、セクハラなど、女性に対する暴力は、人権を著しく侵害するもので、決して許されるものではありません。暴力のない社会をつくるため、毎年11月12日～25日の2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定め、様々な啓発活動を集中的に行っています。今年のテーマは「性暴力を、なくそう」です。

★11月25日は、国連で定められた「女性に対する暴力撤廃の国際デー」です。

電話で相談

・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター #8897

・DV相談ナビ #8008

SNSで相談

・性暴力に関するSNS相談
Cure time（キュアタイム）

電話・メール・チャットで相談

・DV相談+（プラス）

☎ 0120-279-889



Cure time



DV相談+（プラス）

ライオンズクラブチャリティ人形供養

昨年ご好評をいただきました人形供養を、今年も神仏式合同にて執り行いますのでお知らせいたします。

日 時 12月3日（土）
10:00～11:30 受付
11:30～ 祈禱開始

場 所 養福院千手観音堂（大洗町磯浜町 6812）

場 用 3,000 円

そ の 他 ・45ℓのビニール袋に入れてお持ちください。
・金属製の人形、人形以外のガラスケースやひな壇などはお受けできません。

問 合 せ 大洗ライオンズクラブ ☎ 355-1670
（月・水・金の10:30～13:30）

令和4年秋季全国火災予防運動

11月9日（水）～11月15日（火）

『お出かけは マスク戸締り 火の用心』

住宅防火 いのちを守る 10のポイント【4つの習慣・6つの対策】

4つの習慣

- ・寝たばこは絶対にしない、させない。
- ・ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ・コンロを使うときは火のそばを離れない。
- ・コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

6つの対策

- ・火災の発生を防ぐために、ストーブやコンロ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- ・火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ・火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- ・お年寄りや身体の不自由な人は避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ・防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

住宅用火災警報器はわが家と家族を守る基本

住宅用火災警報器の点検をしましょう！

～経年劣化や電池切れにより正しく作動しないことも～
新築住宅に加え、既存住宅についても設置義務化から10年以上経過し、初期に設置された警報器の中には、劣化や電池切れが生じていると考えられます。

- ・住宅用火災警報器の点検を怠ると、正常に機能しない状態で放置されてしまう可能性があります。警報器の機能を維持するために、必ず定期的に点検を実施しましょう。
- ・住宅用火災警報器は警報を発していなくても常にセンサーが作動し、監視しています。本体の消耗・劣化を考慮し、10年を目安に本体を交換しましょう。
- ・住宅用火災警報器の点検・交換の際は、けがなどに十分注意しましょう。なお、点検・交換の際は、便乗した悪質商法にも十分注意しましょう。

※悪質な訪問による消火器等の不適正販売にご注意ください。

問 合 せ 消防本部 火災警防課 火災予防係 ☎ 266-1119